

## 令和元年度包括外部監査の結果報告について

相模原市包括外部監査人から、令和元年度包括外部監査の結果報告がありましたので、お知らせします。

### 1 特定の事件（テーマ）

委託に関する財務事務の執行について

### 2 監査対象年度

平成30年度分の執行分

（必要に応じて平成29年度以前または令和元年度の執行分を含む。）

### 3 監査期間

令和元年7月9日から令和2年1月27日まで

### 4 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

#### （1）包括外部監査人

公認会計士 高野 伊久男

#### （2）包括外部監査人補助者

公認会計士 宮本 和之

公認会計士 加藤 聡

公認会計士 谷川 淳

公認会計士 柳原 匠巳

公認会計士 山口 剛史

公認会計士 山崎 愛子

### 5 結果報告の概要

別紙 令和元年度包括外部監査報告書(概要版)のとおり

#### 問合せ先

高野伊久男 包括外部監査人 電話 042-754-1111（代表）

内線 3849（外部監査人室）

監査委員事務局

電話 042-769-8291（直通）

対応責任者 長谷川一男

令和元年度  
包括外部監査報告書  
概要版

「委託に関する財務事務の執行について」

相模原市包括外部監査人  
公認会計士 高野 伊久男

## 目 次

第1 外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ).....	1
3. 外部監査の対象期間.....	2
4. 外部監査の実施期間.....	2
5. 監査の視点.....	2
6. 外部監査の補助者.....	2
7. 利害関係.....	2
第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続.....	3
1. 監査対象とした事業と実施した監査手続.....	3
第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約.....	8
1. 監査の具体的視点.....	8
2. 監査の結果及び意見の総括.....	10
3. 監査の結果及び意見の要約.....	13

## (本報告書における記載内容の注意事項)

### ・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

### ・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として相模原市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、相模原市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

### ・金額表記

報告書に記載している委託料等の金額は、原則として「税込価格」で表示している。

### ・監査の「結果」と「意見」

監査の「結果」	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
監査の「意見」	「結果」以外で、改善・検討を求める事項



## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

#### (1)選定した特定の事件(監査テーマ)

「委託に関する財務事務の執行について」

#### (2)特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

相模原市は、平成 7 年度に「相模原市行政改革大綱」を策定して業務の委託化を推進し、平成 14 年に改訂した「新相模原市行政改革大綱」において、「民間で可能なことは、できるだけ民間に委ねる」ことを基本として、行政と市民・民間の「責任領域」の明確化を図っており、行政サービスの在り方を見直して各種業務の委託化を進めてきた。

普通会計でみると、平成 29 年度決算での委託料総額は 227 億円で、10 年前の平成 19 年度決算と比較すると、62 億円、37.8%ほど増加している(平成 19 年度決算での委託料は 164 億円)。このように委託は、近年大きく拡大している。

委託に関する財務事務については、市が実施する必要性がある事業なのか、事業内容の見直しは必要ないか、相手先の選定に際しては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるのかなど、様々な論点が考えられる。また、委託料の積算過程は明確となっているか、委託先は事業開始前に想定していた成果を達成しているか、発注者である市は委託先の事業内容や成果を十分にモニタリングしているのかなどの論点も考えられる。

これまでの相模原市の包括外部監査では、小学校・中学校等に関する財務事務、下水道事業に関する財務事務、ごみ処理事業に関する財務事務など、特定の事業を特定の事件(監査テーマ)として選定した際に、それら事業で行われている委託に関する財務事務を検証しているが、委託に関する財務事務に限定し、市全体で組織横断的に監査する試みはなされていないことから、包括外部監査人が組織横断的に監査を実施することによって、制度の運営状況に問題はないか、制度そのものに見直すべき点がないかなどを検証する意義は高いと考える。

以上のとおり、金額が増加傾向にあるなどその重要性が増していること、様々な論点が考えられること、組織横断的な検証がなされていないことなどから、市の委託に関する財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する必要があると認められるため、委託に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(監査テーマ)として選定した。

## 第1 外部監査の概要

### 3. 外部監査の対象期間

平成30年度の執行分

必要に応じて平成29年度以前または令和元年度の執行分を含む。

### 4. 外部監査の実施期間

令和元年7月9日から令和2年1月27日まで

### 5. 監査の視点

#### (1) 委託に関する事務の法規性に問題はないか

委託に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、相模原市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

#### (2) 委託に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

委託に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているか。

### 6. 外部監査の補助者

加藤 聡 公認会計士

柳原 匠巳

公認会計士

谷川 淳 公認会計士

山口 剛史

公認会計士

宮本 和之 公認会計士

山崎 愛子

公認会計士

### 7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

## 第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

## 1. 監査対象とした事業と実施した監査手続

## (1) 監査対象とした事業

相模原市が平成30年度に実施している次表の委託事業を監査対象とした。

表1 監査対象とした委託事業

(単位:千円)

番号	事業名	所属局	所属部	所属名	支出 命令額
1	行政境界変更事業測量業務委託	総務局	総務部	総務法制課	26,406
2	職員健康診断業務委託			職員厚生課	38,251
3	相模原市コールセンター運營業務委託		渉外部	広聴広報課	94,348
4	さがみはら国際交流ラウンジ事業委託			シティセールス・親善交流課	15,256
5	共通基盤システム開発・保守・運用業務	企画財政局	企画部	情報政策課	405,687
6	情報共有基盤システム設計・構築業務委託			情報政策課	69,476
7	本庁舎警備業務委託		財務部	管財課	91,532
8	納付お知らせセンター業務委託		税務部	債権対策課	15,367
9	電子納付・コンビニエンスストア及びクレジット収納業務委託			納税課	36,941
10	市民税・県民税課税事務等業務委託			市民税課	40,982
11	土地使用図等修正業務委託			資産税課	39,992
12	相模原市 LED 防犯灯・街区表示板整備管理事業業務委託	市民局	-	区政支援課	19,933
13	LED 防犯灯・街区表示板整備管理事業			交通・地域安全課	88,064
14	シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託			消費生活総合センター	18,635
15	就労体験・社会参加等支援事業実施委託	健康福祉局	福祉部	地域福祉課	58,533
16	小児急病診療事業委託(病院協会)			地域医療課	169,753
17	夜間急病診療事業委託(医師会)			地域医療課	162,207
18	平成30年度相模原市障害者相談支援キーテーション事業委託			障害政策課	56,408
19	精神科初期救急事業委託(医師会)			精神保健福祉課	14,843
20	平成30年度相模原市緑区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託			緑生活支援課	26,295
21	平成30年度相模原市中央区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託			中央第1生活支援課	47,193

## 第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

番号	事業名	所属局	所属部	所属名	支出 命令額
22	平成30年度相模原市南区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託	健康福祉局	福祉部	南生活支援課	28,170
23	相模原市南保健福祉センター警備業務委託			南障害福祉相談課	17,451
24	城山保健福祉センター総合管理業務委託			城山保健福祉課	25,193
25	福祉車両等運行事業(津久井地域移動支援サービス事業)委託			津久井保健福祉課	20,410
26	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)委託		保険高齢部	地域包括ケア推進課	143,449
27	地域包括支援センター運営事業委託			地域包括ケア推進課	43,186
28	介護保険要介護認定事務等業務委託(平成30年8月～平成31年3月)			介護保険課	43,966
29	介護保険システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)			介護保険課	39,421
30	特定健康診査業務委託			国民健康保険課	434,040
31	相模原市国民健康保険コールセンター運営業務委託			国民健康保険課	93,931
32	相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業委託			中央高齢者相談課	66,560
33	高齢者インフルエンザ予防接種業務委託(市医師会)			保健所	疾病対策課
34	子宮がん・乳がん集団検診委託		健康増進課		22,276
35	妊婦健康診査事業		こども家庭課		347,714
36	乳幼児健康診査事業		こども・若者 未来局	こども家庭課	43,490
37	相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約			こども・若者支援課	33,910
38	平成30年度子ども・子育て支援新制度対応事務作業委託	保育課		36,127	
39	さがみはらグローバル展開事業業務委託	経済部	産業政策課	20,000	
40	無料職業紹介事業管理運営業務委託		雇用政策課	34,517	
41	公共用水域水質測定委託	環境共生部	環境保全課	22,464	
42	資源分別回収事業収集運搬業務委託(大野南、東林地区)	環境経済局	資源循環部	資源循環推進課	199,713
43	容器包装プラ分別回収事業中間処理業務委託(南部地区)			資源循環推進課	158,721
44	橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託		資源循環部	清掃施設課	20,034
45	電気計装設備更新委託			南清掃工場	250,560
46	南清掃工場ボイラー機器他点検業務委託			南清掃工場	104,760

第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

番号	事業名	所属局	所属部	所属名	支出 命令額
47	北清掃工場ごみ焼却設備定期保守点検業務委託	環境経済局	資源循環部	北清掃工場	208,656
48	粗大ごみ等収集運搬作業委託(南部地域)			北清掃工場	70,376
49	一般ごみ等収集運搬業務委託(麻溝台環境事業所所管B地区)			麻溝台環境事業所	48,600
50	一般ごみ等収集運搬業務委託(淵野辺本町の一部、鹿沼台他)			橋本台環境事業所	38,880
51	資源等収集運搬業務委託(津久井地域)			津久井クリーンセンター	98,496
52	平成30年度津久井クリーンセンターし尿処理施設保守点検業務委託			津久井クリーンセンター	56,997
53	都市計画基本図作成業務委託			都市建設局	まちづくり計画部
54	平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託	交通政策課	19,935		
55	指定地域自転車等放置防止監視業務委託	まちづくり事業部	都市整備課		62,921
56	相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託(平成30年度分)		麻溝台・新磯野地区整備事務所		316,020
57	橋りょう点検業務委託(その4)		道路部		路政課
58	県道52号(相模原町田)建築設備設計業務委託(ポンプ・建屋)	道路整備課			24,840
59	国道413号災害復旧業務委託(その4)	津久井土木事務所			79,474
60	JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託	緑土木事務所			23,685
61	相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託	中央土木事務所			25,612
62	相模大野駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託	南土木事務所	46,877		
63	相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託(その2)	南土木事務所	36,464		
64	相模原市用地取得等(中央新幹線)支援・補助業務委託(平成30年度)	広域交流拠点推進部	リニア事業対策課	256,267	
65	緑区合同庁舎設備保守管理業務委託	緑区役所	—	緑区役所区政策課	31,287
66	城山総合事務所総合管理業務委託		—	城山まちづくりセンター	30,522
67	窓口受付及び証明書発行等業務委託	中央区役所	—	中央区役所区民課	90,076
68	南区合同庁舎受付案内・警備業務委託	南区役所	—	南区役所区政策課	42,854
69	相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)	教育局	教育環境部	学校保健課	90,520
70	相模原市津久井学校給食センター調理業務委託			学校保健課・津久井学校給食センター	54,719
71	小学校工事設計等委託			学校施設課	24,192

## 第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

番号	事業名	所属局	所属部	所属名	支出命令額	
72	平成30年度相模原市立小中学校英語指導助手派遣契約	教育局	学校教育部	学校教育課	208,673	
73	学校内ネットワークサポート保守委託			教育センター	68,027	
74	リニア中央新幹線関東車両基地整備事業に伴う埋蔵文化財試掘調査補助業務委託			文化財保護課	29,113	
75	平成30年度各種体育大会等実施事業委託			スポーツ課	65,551	
76	相模原市立図書館窓口業務等委託		生涯学習部	図書館	57,336	
77	相模原市立橋本図書館窓口業務等委託			橋本図書館	53,137	
78	相模大野図書館業務委託			相模大野図書館	90,888	
79	相模原市立博物館総合管理業務委託			博物館	66,150	
80	消防情報管理システム保守委託			消防局	—	指令課

### (2) 監査対象とした事業の抽出方法

#### ① 監査対象事業の抽出方法

地方公共団体の予算及び決算科目は「款・項・目・節」に区分され、款、項、目及び節の具体的な区分は地方自治法施行規則第15条に基準が定められている。そのうちの節は性質別に28節に分類されており、その第13節が「委託料」とされている。

本年度の包括外部監査では、相模原市が平成30年度に実施した委託事業から次の手続及び考え方にに基づき、80件の事業を監査対象として抽出した。

- 平成30年度の第13節委託料に関する財務データを相模原市より入手し、当該財務データより監査対象とする事業を抽出した。
- 金額的重要性を勘案して原則として金額の大きい事業から抽出した。
- 特定の部門に偏ることがないように、一つの部門での抽出事業数を最大2件までとした。そのため、金額上位でも監査対象としていない事業がある。
- 第13節委託料には指定管理業務に係る指定管理料も含まれているが、指定管理業務は監査対象から除外した。

### (3) 実施した監査手続

#### ① 資料の閲覧と主管部署等へのヒアリング

監査対象として抽出した委託事業について、次の資料等を閲覧し、事業概要等について主管部署へのヒアリング、質問等を実施した。

表2 閲覧した資料

資料名		
○ 仕様書	○ 検査証	○ 再委託に関する書類
○ 予定価格調書	○ 契約書	○ その他
○ 入札・見積経過調書	○ 実績報告書	
○ 契約原議書	○ 収支報告書	

## 第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

※ No.56「相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託(平成 30 年度分)」は、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行にあたって、同事業の施行者である市が行う業務のうち「補償調査」や「設計・工事」等を委託しているものである。

監査対象はこの契約の平成 30 年度分にあたるが、実施設計に係る関係機関協議及び権利者との補償協議並びに建築物等の除却作業に時間を要し、当初予定していた造成工事等が平成 30 年度内に完了せず、令和元年度に予算を繰り越して行われる予定だった。しかしながら、令和元年 5 月までに大量の地中障害物が発出したこと等から、同年 6 月に事業推進を視野に、一度立ち止まり、検証を進めることとなったため、当該監査対象事業については履行が完了していない状況となっている。包括外部監査の実施時は市が事業の検証作業を進めており、当事業に対する監査手続は市へのヒアリングに留めている。

### ② 措置状況の確認

過年度に包括外部監査の監査対象となった委託契約について措置の内容を確認した。また、現状においても措置の内容が適切に行われているかを確認した。

### ③ 他の指定都市との比較

各指定都市が定めている契約に関する規則と相模原市が定めている契約に関する規則(相模原市契約規則)との比較を実施した。

相模原市契約規則と比較した指定都市の規則は次のとおりである。

表 3 比較対象とした指定都市の契約に関する規則

指定都市	規則	最終改正(直近の施行日)
札幌市	札幌市契約規則	平成 25 年 4 月 1 日
仙台市	仙台市契約規則	平成 31 年 3 月 22 日
さいたま市	さいたま市契約規則	平成 29 年 4 月 1 日
千葉市	千葉市契約規則	平成 30 年 4 月 1 日
横浜市	横浜市契約規則	令和元年 8 月 5 日
川崎市	川崎市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
新潟市	新潟市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
静岡市	静岡市契約規則	平成 30 年 4 月 1 日
浜松市	浜松市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
名古屋市	名古屋市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
京都市	京都市契約事務規則	平成 31 年 4 月 1 日
大阪市	大阪市契約規則	平成 30 年 12 月 28 日
堺市	堺市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
神戸市	神戸市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
岡山市	岡山市契約規則	平成 30 年 10 月 1 日
広島市	広島市契約規則	平成 26 年 11 月 1 日
北九州市	北九州市契約規則	平成 29 年 1 月 18 日
福岡市	福岡市契約事務規則	平成 29 年 12 月 25 日
熊本市	熊本市契約事務取扱規則	平成 30 年 4 月 1 日

## 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

### 1. 監査の具体的視点

委託に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、相模原市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか、委託に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているかを監査の基本的な視点として、この基本的視点を踏まえ、次の事項を具体的な視点として監査を実施した。

#### (1) 予定価格は適切に設定されているか

事業を委託するにあたっては、競争入札、随意契約を問わず予定価格を定める必要がある。

予定価格は、それぞれの事務の種類、性格、内容に応じて、その算定根拠を明確にするとともに適正化に努めなければならない。監査対象とした事業について、予定価格の算定根拠が明確となっているか、適正化に努めているかを監査の視点とした。

予定価格の算定根拠の明確化、適正化が図られているかについて次の点に留意した。

- ① 標準作業量、標準処理量、標準賃金の把握に努めるとともに、コスト意識を持ち算定しているか。
- ② 同種事務を行っている他部課・他市等の情報の収集に努めるとともに、当該事業に関する市場の動向等を十分把握しているか。
- ③ 金額の年度別の推移や経済環境に留意し、見積額が適切かどうかの検証を行っているか。

#### (2) サービス水準の確保に留意しているか

監査対象とした事業について、サービス水準の確保を図る取組みがなされているかを監査の視点とした。

サービス水準の確保を図るためには 達成すべきサービス水準を可能な限り仕様書等で具体的に示し、事業の実施過程においては定期的にこれを検証し、サービスの低下が明らかな場合には適切な指導を行う必要がある。そこで、サービス水準の確保が図られているかについて次の点に留意した。

- ① 仕様書に業務内容が具体的に示されているか。
- ② 事業の成果を示す指標が適切に定められているか。
- ③ 受託者が事業を実施する過程において、相模原市がその内容を検証する仕組みが備わっているか。
- ④ サービスの低下が明らかな場合に相模原市は受託者に対して適切な指導を行っているか。

#### (3) 委託先の選定は適切に行われているか

委託先の選定にあたっては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるかを監

査の視点とした。

- ① 委託先の選定にあたっては、正当な理由なく、長期にわたる固定化や業務の独占などが生じることのないよう、地方自治法、地方自治法施行令、契約規則等に留意し、入札や公募などによる競争性・公平性・透明性を確保した手続が実施されているか。
- ② 競争によらず委託先を決定する場合には、事務事業等の性質上、当該委託先以外への委託等の可能性を検証し、その理由を明らかにしているか。
- ③ 契約当初は 1 者との随意契約であっても、同様の事務をより効果的に扱う者が新たに出てくることもあり、市場の動向等を把握し、競争性の確保に努めているか。

#### (4) 委託先と市の役割分担及び責任の所在は明確となっているか

相模原市と委託先との役割分担及び責任の範囲を仕様書、募集要項及び契約書等で明確化しているかを監査の視点とした。

- ① 正確には想定できない不確定性のある事由によって損失が発生する可能性(リスク)について、リスクが顕在化した場合の対応は契約書等で具体的かつ明確にしておく必要があるが、そのような対応がなされているか。

#### (5) 相模原市のモニタリングは適切に行われているか

委託先は決められた事業を適切に実施しているか、事業開始前に想定していた成果を達成しているか、そのことを市はどのようにモニタリングしているかを監査の視点とした。

- ① 相模原市は、委託先の事業についての問題点を的確に把握し、把握した問題点に対して適切な対応を図っているかなど、発注者として委託先の事業内容を十分にモニタリングしているか。

## 2. 監査の結果及び意見の総括

今回の包括外部監査は、相模原市の 69 の課、機関の 80 の委託事業を抽出して委託に関する財務事務の監査を実施した。

監査を実施した結果、法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項である監査の「結果」を 20 項目、監査の「結果」以外で改善・検討を求める事項である監査の「意見」を 68 項目記載している。

そのうち、市として対応を求めるものとして、1 項目の監査の「結果」、10 項目の監査の「意見」を記載しており、80 の委託事業については、45 事業に対して 19 項目の監査の「結果」、58 項目の監査の「意見」を記載している。この 45 事業を課、機関別にみると、69 の課、機関のうち 42 の課、機関に対して監査の「結果」、監査の「意見」を述べている。

以下、「1. 監査の具体的視点」に掲げた事項に対する総括を記載する。

### (1) 予定価格は適切に設定されているか

監査対象とした事業について、予定価格の算定根拠が明確となっているか、適正化に努めているかを監査の視点とした。

80 事業の委託契約の締結方法は随意契約が過半数を占めている。随意契約について市は、予定価格を設定することを契約規則に規定していない。市は随意契約も予定価格を設定する必要があるとしているが、このことが庁内に周知徹底されておらず、予定価格を設定していない随意契約が見受けられた。

予定価格を設定していない随意契約について予算を確認したところ、予算の算定過程が明確となっていない随意契約が見受けられた。

地方公共団体は、競争性を確保できない「真にやむを得ない理由」がある場合は、1 者と契約を締結する 1 者随意契約(以下「1 者随契」という。)が認められる。

監査対象とした随意契約の大半は 1 者随契によるものであったが、そのなかには、委託先から提出された見積金額をそのまま予定価格に用いて、それを契約金額としているものが見受けられた。このような事業のなかには、見積に対する実績値を十分に把握分析しておらず、見積金額の妥当性が明確となっていないものが見受けられた。

以上より、予定価格の設定については様々な面で見直すべき事項が見受けられた。

### (2) サービス水準の確保に留意しているか

監査対象とした事業について、サービス水準の確保を図る取組みがなされているかを監査の視点とした。

監査対象とした事業のなかには、仕様書に業務内容が具体的に示されていないものや、委託先が仕様書に記載されていない業務を実施しているケースが見受けられた。

また、成果を示す指標が適切に定められていない事業も見受けられた。

以上より、サービス水準の確保についても見直すべき事項が見受けられた。

#### (3) 委託先の選定は適切に行われているか

委託先の選定にあたっては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるかを監査の視点とした。

監査対象とした事業は1者随契によるものが見受けられたが、1者随契とする合理性に乏しく、入札や公募を検討する必要のある事業が見受けられた。また、当該委託先以外への委託等の可能性の検証が不十分であり、1者随契とする理由を明らかにしていない事業が見受けられた。

1者随契によっている事業のなかには、システムの開発、保守・運用に係る委託契約やプラント・設備の保守委託契約など1者随契によることがやむを得ないと思われるものが見受けられた。このような事業は、システムの開発業者やプラント等の設置業者が主導的立場をとって委託料が決定されるケースが多く、市が委託料の妥当性を検証する術が限られてしまうことが問題点の一つに挙げられる。

市は、一般社団法人相模原市医師会をはじめとする特定の団体と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないものは見積書の徴取を省略できるとしている。また、1者随契による場合は「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」(以下「理由書」という。)を作成し、契約案件ごとに契約担当者(決裁責任者)の決裁を受ける必要があるが、上記団体は理由書の作成も省略できるとしている。このことについては、特例的な取扱いを行うことになった背景や目的を記した文書が確認できず、そのような取扱いを認めている背景や目的が不明確となっている。

以上より、委託先の選定については様々な面で見直すべき事項が見受けられた。

#### (4) 委託先と市の役割分担及び責任の所在は明確となっているか

相模原市と委託先との役割分担及び責任の範囲を仕様書、募集要項及び契約書等で明確化しているかを監査の視点とした。

監査対象とした事業のなかには再委託の方法等に問題のあるものが見受けられた。

再委託について市は、受注者が委託業務の一部を第三者に再委託する場合は申請書を提出し、必ず書面により発注者の承諾を事前に得るよう契約書に条文を盛り込むとともに、現場において受注者の身分確認を実施することを求めている。また、真にやむを得ない事情により再々委託の必要があると認められる場合、再々委託を行う必要性や業務の範囲、金額及び再々委託先の名称・住所を受注者から書面により提出させ、委託契約に係る履行体制の把握に努めるよう徹底することとしている。しかしながら現状は、そのことが庁内に周知徹底されていない。

監査対象とした事業のなかには、再委託が行われていることを市が認識していなかった事業や、再委託する業務内容を市が正確に認識していない事業が見受けられた。また、委託先が再委託を行っている事業のなかには、市が再委託先と直接委託契約を締結することが望ましい事業も見受けられた。

以上より、委託先と市の役割分担及び責任の所在についても様々な面で見直すべき事項が見受けられた。

(5) 相模原市のモニタリングは適切に行われているか

委託先は決められた事業を適切に実施しているか、事業開始前に想定していた成果を達成しているか、そのことを市はどのようにモニタリングしているかを監査の視点とした。

委託事業のなかには、準委任契約に該当すると思われるものが見受けられた。

準委任契約において市は、受託者が、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務(以下「善管注意義務」という。)を果たしているかを確認する必要があると考える。準委任契約で受託者は、委託者である市へ「報告書」を提出し、業務を遂行したことを報告する必要があるが、この報告書は、受託者が提供したサービスの内容だけではなく、それに伴って生じたコストの報告も必要と考える。

このことについて、準委任契約に該当すると思われる事業のなかには、コストの報告を受けていないものや、コストの報告は受けているが、その内容を分析していないものなどが見受けられた。

また、仕様書で業務のサービス水準に係る数値基準を設けてはいるものの、その数値基準の実績を集計していないものが見受けられた。

以上より、市のモニタリングについても見直すべき事項が見受けられた。

(6) その他

過年度に包括外部監査の監査対象となった委託契約について措置の内容の確認を行い、現状においても措置の内容が適切に行われているかを確認したが、措置の内容が不十分な事業が見受けられた。

監査対象とした事業のなかには、請負もしくは準委任に相当するものが散見された。このような業務委託は、労働者派遣事業に該当せず「偽装請負」とみなされないための配慮が求められる。このことについては、特段の問題点は見受けられなかった。

### 3. 監査の結果及び意見の要約

報告書「第4 外部監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を以下に記載する。  
 なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

項目	結果	意見
I. 総論	—	—
1. 競争入札	—	—
<p><b>【意見】① 一般競争入札の実施について</b></p> <p>監査対象とした80事業をみると、競争入札は22件で、一般競争入札4件、指名競争入札18件となっており、指名競争入札が多数を占めている。</p> <p>競争入札は一般競争入札が原則であり、指名競争入札は例外的な取扱いであることを全庁的に再認識する必要があり、安易に指名競争入札によることは避ける必要がある。</p> <p>また、指名競争入札には、事業者を指名する過程で恣意的な運用をするおそれがあることや、当該発注者に対する実績がない事業者が参加機会を得にくくなるなどのデメリットが指摘される場所である。やむを得ず指名競争入札によらざるを得ない場合は、そのようなデメリットに十分配慮し、より慎重に対応していく必要がある。</p>		○
<p><b>【意見】② 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について</b></p> <p>現在、低入札価格調査の対象となるのは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約であって、庁舎その他の建物及びその附属施設(これらの敷地を含む。)の清掃業務又は設備運転監視業務の委託に関する契約としているが、低入札価格調査制度の適用が可能な範囲を拡大し、柔軟な対応ができる仕組みを整えておくことが望ましい。</p>		○
2. 随意契約	—	—
<p><b>【結果】① 1者随契の理由の未公表について</b></p> <p>市は、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約によることができる場合で、2人以上から見積書を徴しない場合の透明性を高めることを趣旨として、随意契約の理由等を公表調書として公表している。</p> <p>監査対象とした事業のうち1者随契によっているものについて、公表調書への記載がなされていないものが散見された。公表調書による公表がなされるよう対応を図る必要がある。</p>	○	
<p><b>【意見】① 理由書を徴しない1者随契の公表の取扱いについて</b></p> <p>契約規則第27条第2項において見積書の徴取を省略することができる場合を規定しており、同項各号のいずれかに該当するとして見積書の徴取を省略した場合、「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」の作成も省略できるとしている。</p> <p>理由書の作成が省略できるものは公表の対象にならないとしている。しかしながら、このような取扱いは、随意契約の理由等を公表する趣旨に合致していないと考える。本制度の趣旨を踏まえると、理由書の作成が省略できる委託契約も公表の対象とする</p>		○

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
よう仕組みを見直す必要がある。		
<p><b>【意見】② 随意契約における予定価格の取扱いについて</b></p> <p>市は、契約規則で随意契約における予定価格の取扱いは規定していない。</p> <p>随意契約においても予定価格を設定する必要があるとのことだが、この考え方が全庁に十分に周知されていない可能性がある。随意契約における予定価格の取扱いを全庁的に共通化させるよう対応していく必要がある。</p>		○
<p><b>【意見】③ 特例的な取扱いを認めている団体との契約のあり方について</b></p> <p>市は、(一社)相模原市医師会、(公社)相模原市病院協会、(公社)相模原市歯科医師会、(公社)相模原市薬剤師会及び自治会その他これに類する団体と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないものについては、見積書の徴取を省略できるとしており理由書の作成も省略できるとしている。</p> <p>このような特例的な取扱いについて現状では、背景や目的を意識することなく、市医師会等という理由だけで対応を継続している可能性が考えられる。</p> <p>特例的な取扱いを認めている背景や目的を明確化し、それを踏まえて、このような取扱いが現在の状況でも合理的といえるのか、見直すべき点はないのか等を再検討する必要がある。</p>		○
<p><b>【意見】④ システムの開発、保守・運用に係る委託契約について</b></p> <p>地方公共団体は、住民記録システム、戸籍システムなど様々なシステムを利用している。そのようなシステムは外部に開発を委託し、その後の保守・運用も開発事業者に委託するケースが通常と思われる。また、そのシステムの規模が大きいほど保守・運用に関する委託料も多額になると思われる。</p> <p>システムの開発、保守・運用費用はブラックボックス化しやすい。十分な情報を入手し、それを活用していくことが市政にとって有益と考えられることから、率先して取り組むことが望まれる。</p>		○
<p><b>【意見】⑤ プラント・設備の保守委託契約について</b></p> <p>監査対象とした事業の中には、大型プラントや、エレベーターなどの設備の保守に係る委託が見受けられた。</p> <p>設備等の保守は、当該設備等の設置業者(メーカー)もしくは設置業者の系列業者に1者随契によって委託するケースが多いと思われる。</p> <p>保守等に係る委託料の適正化を図るためには、設備等の設置に係る契約を締結する際には、建設費用だけではなく、将来の保守に係る費用等を含めたライフサイクルコストを考慮した調達となるよう対応する必要がある。また、設備等の運用を開始した後は、保守等に係るコストが当初想定したどおりに発生しているか、当初の想定と異なっている場合には、差異の原因に合理性が認められるかなどを分析し、その後の対応に活かす仕組みを構築する必要がある。</p>		○
<b>3. 再委託</b>	—	—
<p><b>【意見】① 再委託に関するルールの明確化について</b></p> <p>監査対象とした事業の中に再委託に問題のある事業が散見された。</p> <p>千葉県我孫子市や大阪府豊中市のように再委託に関するガイドラインを策定し、そ</p>		○

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
の内容を全庁に周知させる取組みが必要と感じられた。再委託に関する問題点の解決に向けて積極的に対応する必要がある。		
<b>4. その他</b>	—	—
<p><b>【意見】① 請負契約と準委任契約における対応について</b></p> <p>監査対象とした事業の中には、労働者派遣事業に該当せず「偽装請負」とみなされないための配慮が求められるものが見受けられた。</p> <p>「偽装請負」の回避を重視しすぎると業務の不効率化を招く可能性もある。また、業務を一括して委託することにより、将来には、委託した業務を従前に経験した市職員がいない状態で委託業務の管理監督を行わなければならない状況を招く可能性もある。業務の不効率化を防ぐため、また、市に管理・監督に必要な知識や能力を蓄積するために、業務の可視化、マニュアル化を積極的に行う必要がある。FAQ の整備を図り、その共有化を図ることも対応の一つと考える。</p>		○
<p><b>【意見】② 準委任契約における収支報告について</b></p> <p>準委任契約について、委託料は公費から支出されることを踏まえると、受託者が善管注意義務を果たしているか、委託料の使途が適切であったかを確認する必要性は高い。</p> <p>準委任契約に関して収支報告を求めることはルール化していないが、市民等への説明責任を果たす意味からも、たとえば委託料が一定額を超える準委任契約については、受託者に対して収支報告を求めることをルール化しておくことが望ましい。</p>		○
<b>II. 総務局</b>	—	—
<b>1. 相模原市コールセンター運營業務委託(渉外部広聴広報課)</b>	—	—
<p><b>【結果】① 再委託に関する承認手続について(その1)</b></p> <p>委託先から提出された受付・保守連絡体制表によると、受注者以外の事業者である株式会社トップコミュニケーションプロダクツとワンダークラフト株式会社が含まれており、業務の一部が再委託されているが、契約書第 6 条及び個人情報の取扱いに関する特記事項第 7 条に規定する再委託に関する手続がなされていない。再委託に関する承認手続を適切に行う必要がある。</p>		○
<p><b>【結果】② 再委託に関する承認手続について(その2)</b></p> <p>通話記録の取得・保持・消去に関する業務は株式会社コラボスに再委託されている。当該再委託については、個人情報の取扱いに関する特記事項第 7 条に基づき再委託承認申請がなされているが、契約書第 6 条に基づく再委託に関する承認手続はなされていない。</p> <p>契約書第 6 条と個人情報の取扱いに関する特記事項第 7 条に基づく再委託の承認は手続的には別個のものである。契約書等に従い再委託に関する承認手続に漏れないよう対応する必要がある。</p>		○
<b>2. さがみはら国際交流ラウンジ事業委託(渉外部シティセールス・親善交流課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 委託契約の見直しについて</b></p> <p>相模原市国際化推進委員会との 1 者随契によっているが、市の直営で行い業務の透明化と事務処理の簡略化を図ることが望ましい。直営で行うことにより、現在の再委</p>		○

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
託先と直接契約を締結でき、また、市職員が実施していた委員会の決算や税務申告等の団体運営に関する事務手続が不要になる。		
<b>Ⅲ. 企画財政局</b>	—	—
<b>1. 情報共有基盤システム設計・構築業務委託(企画部情報政策課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 入札不参加の事業者への対応について</b></p> <p>本事業の入札は1者の入札書が不着であったため、結果として1者による入札となったが、市は、この不着の理由を確認していない。このような予定価格が多額な入札においては、今後の契約事務に活かすべく、入札に参加しなかった事業者に対して、不参加の理由を事後に確認しておくことが望ましい。</p>		○
<b>2. 本庁舎警備業務委託(財務部管財課)</b>	—	—
<p><b>【結果】① 予定価格の作成について</b></p> <p>2者からの見積りを平均して予定価格を作成している。見積りは、直接人件費、直接物件費、業務管理費、一般管理費の4つの費目に分けて計算するように依頼したが、1者は直接人件費及び直接物件費の記載しかなく、業務管理費と一般管理費は記載されていなかった。見積書の徴取にあたっては、各費目に正確に分類して金額を算定するとともに、依頼した事業者からは確実に提出を受ける必要がある。</p>	○	
<p><b>【結果】② 資格証明の確認について</b></p> <p>契約時に委託先から資格証明の写しが提出されているが、資格証明の写しに2点の不備が発見された。資格証明の写しが提出されたときには、提出された証明書の顔写真や氏名が本人と一致していることを確認する必要がある。</p>	○	
<p><b>【意見】① 指名競争入札における競争性の確保について</b></p> <p>本事業の指名競争入札は6者を指名して行われたが、参加者は2者であり、3者が辞退し、残りの1者は不参加であった。業務内容、委託金額、実施時期等を再確認し、少なくとも3者以上で価格競争ができる仕組みを構築し、次期の設計に反映できるよう検討する必要がある。</p>		○
<b>3. 土地使用図等修正業務委託(税務部資産税課)</b>	—	—
<p><b>【結果】① 1者随契の理由について</b></p> <p>平成元年から30年にわたり、同一の事業者と1者随契を行っているが、事業を実施することについての時期的な制約以外には、同一の事業者で実施しなければならない理由は考えにくい。固定資産の課税標準となる土地及び家屋の評価替えは3年ごとに行われており、今後は令和3年度、令和6年度に評価替えが行われる。評価替えの年度を視野に入れ、競争性が発揮される仕組みを構築する必要がある。</p>	○	
<b>Ⅳ. 市民局</b>	—	—
<b>1. シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託(消費生活総合センター)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 1者随契における再委託について</b></p> <p>本事業は1者随契によっており、その理由は、シティ・プラザはしもとが入っているビルの共用部の施設管理は橋本駅北口第一再開発ビル株式会社が一体的に取り扱っており、同ビルの6階部分の施設管理業務も同社が一体的に行うことで、効率的な管理が可能であるためとされている。しかしながら、本事業の業務全部はイオンデパート</p>		○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
<p>株式会社に再委託されている。再委託の理由は、「当ビル全体の業務を一括して行うことが効率的かつ効果的であり、円滑及び迅速に業務を遂行するために上記再委託先へ委託する。」とされている。</p> <p>これらの状況を鑑みると本事業は、再委託者と直接契約を締結するか競争入札の実施の可否を検討する必要があると考える。</p>		
<p><b>【意見】② 再委託金額の確認について</b></p> <p>本事業は1者随契によっているが、事業は再委託されている。</p> <p>委託金額の妥当性は入札や複数の見積書により証明することが本来であるが、1者随契の場合はそれが行われていない。1者随契で再委託を行う場合には、少なくとも委託先以外にその業務を実施できる事業者が存在し、市と直接契約を締結する可能性も考えられる。</p> <p>1者随契で再委託を行う場合には、見積書を徴取するなどして再委託金額の妥当性を確認する必要がある。</p>		○
<p><b>【意見】③ 再々委託への対応について</b></p> <p>再委託業務の中に「設備保守点検業務」があり、イオンデイトライト株式会社を再委託会社として承認しているが、実際に本業務を実施したのは株式会社神奈川ナブコであり、再々委託が行われている。</p> <p>契約事務の手引きの Q&amp;A に従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。</p>		○
<b>V. 健康福祉局</b>	—	—
<b>1. 就労体験・社会参加等支援事業実施委託(福祉部地域福祉課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 仕様書の記載内容について</b></p> <p>本事業は再委託が行われているが、業務再委託承認願と仕様書の記載内容を比較すると、「セミナー」や「就労体験」等の共通している用語を使用している業務については、仕様書の業務を再委託していることは確認できるが、それ以外の内容については仕様書と承認願の業務内容が明確には一致しない。</p> <p>再委託の承認を行うにあたっては、再委託する業務が仕様書のどの業務に該当するかを明確にしておく必要がある。</p>		○
<p><b>【意見】② 1者随契における再委託について</b></p> <p>1者随契によっているが、その理由は、市において本事業で求められる総合的支援の実績を持つ者は、市の無料職業紹介事業管理運営業務(相模原市就職支援センター)を受託しているパーソルテンプスタッフ株式会社以外にないとしている。一方、本事業の重要な一部は特定非営利活動法人ナレッジ・リンクに再委託されており、再委託の理由は「ノウハウが豊富な団体に委託することで、相模原地域において効果的な事業が展開できるため。」とされている。</p> <p>これらの状況を鑑みると市は、再委託された業務は、再委託者と直接契約を締結するか競争入札の実施の可否を検討する必要があると考える。</p>		○
<p><b>【意見】③ 再委託金額の確認について</b></p> <p>1者随契によっている一方で、事業の重要な一部は再委託されている。</p>		○

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
1 者随契で再委託を行う場合には、見積書を徴取するなどして再委託金額の妥当性を確認する必要がある。		
<b>2. 小児急病診療事業委託(病院協会)(福祉部地域医療課)</b>	—	—
<p><b>【結果】① 見積書の未徴取について</b></p> <p>公益社団法人相模原市病院協会との1者随契によっている。</p> <p>病院協会と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないものは、見積書の徴取を省略できるとしており理由書の作成も省略できるとしている。本事業の委託料は、休日・夜間等の区分に応じた単価にスタッフ数及び実施日数を乗じて積み上げた金額としている。各スタッフの単価は、本事業実施当初から市と病院協会の協議で決めているとのことであり、「金額に裁量の余地がない」とはいえない。</p> <p>病院協会から見積書を徴取する必要がある。また、徴取した見積書に関して市は、説明責任を果たすために金額単価の根拠を把握しておく必要がある。</p>	○	
<b>3. 夜間急病診療事業委託(医師会)(福祉部地域医療課)</b>	—	—
<p><b>【結果】① 見積書の未徴取について</b></p> <p>「2. 小児急病診療事業委託(病院協会)」と同様である。</p> <p>本事業においては、委託金額の中に医師・看護師等に対する人件費以外に、後述する「<b>【意見】① 事務局費等について</b>」に記載するとおり、事務局費等が含まれている。これらは「金額に裁量の余地がない」とはいえないものである。</p>	○	
<p><b>【意見】① 事務局費等について</b></p> <p>一般社団法人相模原市医師会との1者随契によっており、市医師会に対して事務局人件費 40,530 千円、事務局費 4,517 千円、事務費 32,096 千円を支出している。</p> <p>事務局費と事務費は、過去の実績の把握、市医師会から徴取した見積書や積算資料の確認、市医師会事務局へのヒアリング等を行った上で予算を決定しているとのことだが、そのことがわかる資料が保管されておらず、予算決定までのプロセスが明確になっていない。</p> <p>事務局人件費は、本事業を含め市から市医師会へ委託等を行っている 22 の事業について、事業の実施にあたって必要な人員の給与を算定し、各事業の業務負担割合に応じて配分したものとすることである。給与の算定から各事業への配分までを予算ベースで行っているが、予算に対する市医師会の実績は不明となっている。</p> <p>説明責任を果たすために事務局の事業実施体制を正確に把握し、事務局費等が市医師会の実績に基づくものであれば、その実績を把握する必要がある。</p>		○
<b>4. 平成30年度相模原市障害者相談支援キーステーション事業委託(福祉部障害政策課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 再委託理由の明確化について</b></p> <p>支出金額 56,408 千円のうち 59.4%にあたる 33,550 千円は 4 者に対する再委託費として使用されている。再委託の理由は、委託先が市に提出している再委託の申請書によると「障害者の相談支援に関する専門的知識や経験を必要とするため。」とされている。</p> <p>再委託の理由としては、上記の他に、相談支援事業所の人材育成という目的も含ま</p>		○

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
れているとのことであるが、このことは再委託の申請書には記載されていない。このことを再委託の申請書に明記しておく必要がある。		
<p><b>【意見】② 予算額の妥当性について</b></p> <p>委託先から見積書を徴取し、見積額を委託契約額としている。</p> <p>平成 26 年度から平成 30 年度では、毎年度 500 万円以上の額が市に返還等されており、見積額の精査が十分にできていないとも考えられる。</p> <p>事業を委託するにあたっては、見積額の内容や金額の妥当性を十分精査するとともに、事業の実施状況を適宜確認すること等により、精算差額をできる限り低くするように努力する必要がある。</p> <p>また、市は精算書の提出時に資金収支決算書の提出も求めている。資金収支決算書は決算額の記載のみであるが、予算額、予算決算差額及び差額が発生した原因の追加記載を求めることが望ましい。</p>		○
<b>5. 精神科初期救急事業委託(医師会)(福祉部精神保健福祉課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 委託先の選定について</b></p> <p>市医師会との 1 者随契によっている。市医師会との 1 者随契については契約規則第 27 条第 2 項第 4 号により見積書の徴取を省略でき、理由書も不要とされているためどちらの手続も行われていない。</p> <p>1 者随契の場合には相手方としてはこの事業者しかないという理由を明確にしなければならない。本事業については、契約の相手方を市医師会とする理由を明確にしておく必要がある。</p>		○
<b>6. 平成30年度相模原市中央区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託(福祉部中央第 1 生活支援課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 再委託条項について</b></p> <p>契約書に再委託の書面による承認手続に関する条項がない。ひな形をアレンジする過程で削除した可能性があるとのことである。なお、個人情報等の取扱いに関する特記事項では当該条項を削除していない。再委託については、その責任関係を明らかにする必要があることから、再委託の書面による承認手続を契約書に定めておくことが望ましい。</p>		○
<p><b>【意見】② 精算書等の記載内容の確認の実施について</b></p> <p>契約書に基づき、業務完了後に委託先から精算額内訳書が提出されている。</p> <p>精算額内訳書については、収入総額及び支出総額の予算額と決算額が一致していることを確認するのみであり、それ以上の内訳等についての確認は行っていないとのことであった。収支が適切であることを確認する必要がある。</p>		○
<b>7. 平成30年度相模原市南区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託(福祉部南生活支援課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 見積書の精査について</b></p> <p>委託先から提出された平成 30 年度と平成 31 年度の見積書を比較すると、給与総額は 202 千円減少すると見積もっているが、法定福利費は 441 千円増加すると見積もっている。法定福利費の会社負担分は一般的に給与総額に変動がなければ大きな増</p>		○

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
減は発生しない。 見積書の提出を受けた場合には、内容を分析し、主な増加項目や減少項目については質問し、その内容を確認する必要がある。		
<b>【意見】② 事業の継続性について</b> 令和元年度はプロポーザル方式で事業者の選定を行ったが、企画提案書を提出したのは現契約者の特定非営利活動法人ワーカーズコープだけであり、予定していた事業者間の競争は行われなかった。緑区や中央区の提案書とも比較分析・検討し、価格面も含めて、複数の事業者が参加できる仕組みを構築する必要がある。		○
<b>8. 相模原市南保健福祉センター警備業務委託(福祉部南障害福祉相談課)</b>	—	—
<b>【結果】① 予定価格の積算(直接人件費)について</b> 予定価格の積算では、直接人件費を 35,884 千円、見込時間を 35,727 時間としている。この場合、時給は 1,004 円と計算され、市は、平成 30 年度の労働報酬下限額の 1,000 円は超えていると判断している。しかしながら、見込時間の 35,727 時間のうち時間外労働等割増賃金の対象となる時間が 17,551 時間あり、仮に時間割増賃金である 1.25 倍を時間として考慮すると見込時間は 40,114 時間となり、労働報酬下限額の 1,000 円を下回る結果になる。 予定価格及び最低制限価格の算定において見込時間を使用するにあたっては、時間外労働や休日労働等に係る割増賃金を適正に反映させる必要がある。	○	
<b>【意見】① 予定価格の作成及び入札結果の分析について</b> 8 者を指名したが 4 者は辞退しており、落札者以外の 3 者は予定価格を超えている。競争性が十分に発揮されていないと思われる状況にあり、この様な状況になった原因を分析し、次期契約では競争性が発揮される仕組みを構築する必要がある。		○
<b>9. 介護保険要介護認定事務等業務委託(平成30年8月～平成31年3月)(保険高齢部介護保険課)</b>	—	—
<b>【意見】① 業務定例会について</b> 市は委託先との間で毎月 1 回「業務定例会」を開催し、前月の業務の報告を得るとともに、委託先からの相談事を聴取し打合せを行っているが、「業務定例会」の開催については契約書、仕様書ともに規定されていない。「業務定例会」の開催を契約書ないし仕様書において明文化しておく必要がある。		○
<b>10. 介護保険システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)(保険高齢部介護保険課)</b>	—	—
<b>【結果】① 業務委託仕様書等の整合性について</b> 日本電気株式会社製の法改正に係るパッケージソフトを市の仕様で改修し介護保険システムに導入するものである。 仕様書に記載されている委託業務の内容と委託先からの見積書の記載内容の整合が取れていない。また、委託先からの再委託承認申請書に基づいて業務の一部を再委託しているが、仕様書と再委託承認申請書の記載内容も整合が取れていない。 業務委託仕様書、見積書、再委託承認申請書の一連の書類について整合性を保つ必要がある。また、再委託を行う場合は、仕様書のどの部分が再委託されているの	○	

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
か、その金額はどの程度なのかを確認する必要がある。		
<b>11. 特定健康診査業務委託(保険高齢部国民健康保険課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 診療報酬点数によらない単価の取扱いについて</b></p> <p>本事業は単価契約であるが、情報提供料及び健康指導料各 2,571 円、情報提供手数料 383 円、事務費 257 円は診療報酬点数によっていない。説明責任を果たすためにもこれら単価の金額の算出根拠を明確にしておく必要がある。</p>		○
<b>12. 高齢者インフルエンザ予防接種業務委託(市医師会)(保健所疾病対策課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 事務費単価の根拠について</b></p> <p>予防接種 1 件あたりの契約単価はワクチン単価と事務費部分から成る。事務費部分の単価は、予防接種 1 件あたり 162 円(税込)とされているが、その計算根拠が不明である。説明責任を果たすためにも事務費単価の目的、金額の算出根拠を明確にしておく必要がある。</p>		○
<b>VI. こども・若者未来局</b>	—	—
<b>1. 妊婦健康診査事業(こども家庭課)</b>	—	—
<p><b>【結果】① 契約書及び実施要綱の規定の見直しについて</b></p> <p>一般社団法人神奈川県産科婦人科医会との契約分については、健康診査が実施された翌月に補助券を 1 か月分集積して市に報告がなされることになっている。しかしながら、市への報告は 2 か月後になされていた。</p> <p>市への報告期限について、契約書に従っていない状況にあることから、契約書に従い翌月に報告を求めるのか、実務上の取扱いを勘案して契約書の規定を見直すか、対応する必要がある。また、実施要綱の規定も合わせて見直す必要がある。</p>		○
<p><b>【結果】② 実施報告書の提出遅延について</b></p> <p>助産所との契約分について、健康診査が実施された翌月 15 日までに補助券を添付して、市に妊婦健康診査実施報告書兼請求書を提出することになっている。</p> <p>しかしながら、実施報告書の提出が遅れ、2 か月分を同時に提出している事例が見受けられた。翌月 15 日までに実施報告書が提出されるよう助産所に対応を求める必要がある。</p>		○
<b>2. 乳幼児健康診査事業(こども家庭課)</b>	—	—
<p><b>【結果】① 契約書の規定の見直しについて</b></p> <p>受注者である市医師会は、乳幼児健康診査実施報告書を市に提出しなければならない。しかしながら、実施報告書は、市医師会からではなく協力医療機関から直接市に提出されていた。</p> <p>実施要領では、健康診査を実施した協力医療機関が市に実施報告書を提出することとされている。契約書の規定と実施要領の規定とが整合していない状況にあり、契約書の見直しが必要がある。</p>		○
<b>3. 相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約(こども・若者支援課)</b>	—	—
<p><b>【意見】① 最低賃金の順守状況の確認について</b></p> <p>公契約条例の対象外であるが、委託先が最低賃金を順守しているかについて、長期継続契約の期間中も適時に把握しておく必要がある。</p>		○

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
<b>VII. 環境経済局</b>	—	—
<b>1. さがみはらグローバル展開事業業務委託(経済部産業政策課)</b>	—	—
<p><b>【結果】① 1者随契の理由について</b></p> <p>本事業は平成 29 年度から開始しているが、市内中小企業を各種展示会での相模原ブース共同出展に参加させる事業は以前より行っており、以前から今回の委託先である公益財団相模原市産業振興財団に委託している。</p> <p>1 者随契によっているが、業務仕様書及び業務実績報告書からは、振興財団のみが実施しうる内容であるとの専門性は認められず、1 者随契とする理由として不十分であり、事務を改善する必要がある。また、理由の見直しにあわせて、契約金額の妥当性を確認する意味でも、本事業の委託先の選定においては入札もしくは公募を検討する必要がある。</p>	○	
<p><b>【結果】② 仕様書の見直しについて</b></p> <p>業務委託仕様書に、業務管理のための業務計画書の作成・提出期限の記載や、業務実績報告書の提出形態等についての記載がない。このため、委託業務が市の期待するものとなるか否かが不確かな状況となっている。</p> <p>業務委託仕様書の記載が不十分であり、事務を改善する必要がある。</p>	○	
<p><b>【意見】① 再委託について</b></p> <p>振興財団から提出された平成 30 年度の精算書の記載の中に、「委託費 5,727,771 円」という再委託の項目があった。</p> <p>再委託したものについては、振興財団自身が、振興財団内部では効率的な事業実施ができないとした部分であることから、市が直接発注するよう仕様を改めるか、振興財団の再委託に関する契約事務が、適切に行われていることを確認する必要がある。</p>		○
<b>2. 無料職業紹介事業管理運営業務委託(経済部雇用政策課)</b>	—	—
<p><b>【結果】① 総価単価契約における契約書の表記について</b></p> <p>求人開拓業務、求職者支援講座実施業務について、契約書に記載された金額は契約の上限額のみであって単価、予定数量の表記がなく、仕様書にも表記がない。契約書には上限額のみでなく単価と予定数量を記載する必要がある。</p>	○	
<p><b>【結果】② 再委託の承認について</b></p> <p>委託先は、本事業に係る業務の一部を他の事業者へ再委託したいとして市に「個人情報情報の取扱いに係る再委託承認申請書」を平成 30 年 4 月 1 日付で提出し、市はこれを承認している。ただし、業務委託契約書第 17 条に定める協議に関する協議書類は作成されていない。再委託の承認にあたっては金額を明らかにする必要があるとともに、再委託に関する契約書案を徴取するなどして再委託の内容を吟味し、委託先との協議についての記録を書面で残しておく必要がある。</p> <p>さらに、委託先から提出された業務完了報告書(年報)には、就職支援講座の一部が再委託により実施されたことについての記載がないため、再委託の実態があいまいとなっている。市は、再委託が承認したとおりに実施されているかを確認する必要がある。</p>	○	

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
3. 公共用水域水質測定委託(環境共生部環境保全課)	—	—
<p><b>【意見】① 指名業者の選定方法について</b></p> <p>指名業者は、「環境測定の委託に関するアンケート調査」の中から、一定の条件を満たす事業者としている。アンケートは平成28年度に実施されており、平成30年度の契約者選定には2年前のものとなるため、アンケート時の状況が契約時にも維持されているかが明確ではない。事業者の指名にあたって継続的にアンケート調査を利用する場合には、電話によるヒアリングなど、アンケートのマイナス面を補完する対応の検討が望まれる。</p>		○
4. 橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託(資源循環部清掃施設課)	—	—
<p><b>【意見】① 複数年連続同一事業者の落札について</b></p> <p>比較的長い期間で契約を締結することで、受注者の企業努力により、業務の確実な実施とさらなる効率化が期待される。長期継続契約を視野に入れ、事業者選択を再考することが望ましい。</p>		○
5. 電気計装設備更新委託(資源循環部南清掃工場)	—	—
<p><b>【結果】① 再々委託の状況把握について</b></p> <p>委託先は株式会社神鋼環境ソリューションであるが、その一部は再委託されている。また、この再委託業務の一部は再々委託されている。市は再々委託の契約金額を把握できていない。</p> <p>これは、株式会社神鋼環境ソリューションから、再々委託業務は、「再委託事業者からの発注となり、当社の所掌外であること、再委託事業者から当社への報告義務も無いこと」を理由として、契約金額の提示がなかったためである。</p> <p>再委託先のうち、株式会社ケイディーエスと大勝電工株式会社は、それぞれ、再々委託先である富士電機株式会社と日本セック株式会社の販売代理店である。</p> <p>再委託先と再々委託先の契約金額を把握し、販売代理店の果たしている役割や実際に関与した業務の内容を検討する必要がある。</p>	○	
<p><b>【意見】① 契約金額の設計について</b></p> <p>委託先のみから見積書を徴して随意契約を締結している。市としては、委託料の妥当性を説明する責務が競争入札による場合に比してはるかに大きいと考えなければならない。当該年度終了後には日報などを確認し、見積と実際の所要日数との間で著しい差が生じていないことを確認する必要がある。</p>		○
6. 北清掃工場ごみ焼却設備定期保守点検業務委託(資源循環部北清掃工場)	—	—
<p><b>【意見】① 設計書の作成について</b></p> <p>見積金額の妥当性に係る検討を加えた上で予定価格を設定しているが、現状ではそれが目に見える形で保存されていないため、今後はその点を考慮した事務が必要である。</p>		○
7. 一般ごみ等収集運搬業務委託(麻溝台環境事業所・橋本台環境事業所)	—	—
<p><b>【意見】① 委託化の目標達成と人員計画について</b></p> <p>一般ごみ等収集運搬業務についてその業務量の50%を委託するという方針を打ち</p>		○

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
立てている。これは、「効率化を追求すること」と「市がノウハウを保持し続けること」という2つの目標を掲げていることを意味する。この2つの目標を達成させることは組織として業務を担っていく体制や戦略なくしては成り立たないものであり、より長期的な計画を立てて対応する必要がある。		
<b>VIII. 都市建設局</b>	—	—
<b>1. 都市計画基本図作成業務委託(まちづくり計画部都市計画課)</b>	—	—
<b>【意見】① 労働者災害補償保険の加入状況の確認について</b> 入札に参加するための競争入札参加資格の認定申請に際し、社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況を確認している。しかしながら、労働者災害補償保険の加入状況を確認する仕組みがなく、市は労災の加入状況は確認していない。事業者の労災の加入状況を確認する仕組みを構築する必要がある。		○
<b>2. 平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託(まちづくり計画部交通政策課)</b>	—	—
<b>【結果】① 再委託の理由等について</b> 調査対象者からの問い合わせ対応の為のサポートセンターの設置業務が再委託されている。 個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書には、再委託する理由について「調査対象者からの問い合わせ対応の為」と記載されている。しかしながら、同記載は、サポートセンターを設置する理由であり、再委託する理由ではない。また、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法は、記載されていない。 再委託の承認にあたっては、承認申請書を形式的に提出させるだけでなく、記載内容が規則に照らして妥当であることを確認する必要がある。		○
<b>3. 指定地域自転車等放置防止監視業務委託(まちづくり事業部都市整備課)</b>	—	—
<b>【意見】① 事業内容の見直しについて</b> 公設・民設の駐輪場の整備が進んだことや、市民の駐輪に対する認識の浸透が進んだこと等から、平成16年度をピークに市内の放置自転車等は減少しており、放置しようとする自転車等利用者に対して指導していく本事業は、所期の目的を達成しつつあると考えられる。より効率的な運用を図るため業務仕様書で定める配置地域や時間帯を見直すことが望ましい。		○
<b>4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託(道路部緑土木事務所)</b>	—	—
<b>【意見】① 正式な仕様書の管理について</b> 簿冊を閲覧したところ、決裁後の正式な「業務委託仕様書」が保管されていなかった。仕様書を適切に保管しておく必要がある。		○
<b>【意見】② 業務報告書の日付記入の徹底について</b> 各種点検報告書を閲覧したところ、報告日が記載されていないものが散見された。日付記入を徹底する必要がある		○
<b>【意見】③ ライフサイクルコストを考慮した調達方法の検討について</b>		○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
昇降施設のメーカー系の三菱電機ビルテクノサービス株式会社横浜支社さがみ支店との1者随契によっている。このような設備に係る保守委託契約は、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した複数年度にわたる期間を前提とした契約を行うことが望ましい。		
<b>【意見】④ 予定価格の妥当性の検証について</b> 同じ項目でも昇降施設によって単価が異なっている。その差が妥当であるか否か根拠が明確になっていない。同じ項目における単価差も含め、各項目の単価の妥当性を検証し、その根拠を明らかにしておく必要がある。		○
<b>【意見】⑤ 予定価格の妥当性の横断的な検証について</b> 「5. 相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託」の委託契約と比較すると、1本の契約内で見ると単価差がさらに広がっている。予定価格の妥当性については、同一契約内での検証にとどまらず、契約間においても比較するなど、横断的な検証を行う必要がある。		○
<b>5. 相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託(道路部中央土木事務所)</b>	—	—
<b>【意見】① 再々委託への対応について</b> 当該委託業務のうち、エスカレーターグリストラップ保守業務、ピット清掃、消防設備点検及び火災警備は再委託されている。このうち、消防設備点検は、株式会社菱サ・ビルウェア横浜支店に再委託されているが、実際には株式会社防災サービスに再々委託されており、市はその状況を把握していなかった。 契約事務の手引きのQ&Aに従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。		○
<b>【意見】② 業務報告書の日付記入の徹底について</b> 「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様である。		○
<b>【意見】③ ライフサイクルコストを考慮した調達方法の検討について</b> 「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様である。		○
<b>【意見】④ 予定価格の妥当性の検証について</b> 業者見積りにより予定価格を設計している。見積書は、項目ごとに数量、単位、単価、金額が示されており積算されている。同じ項目における単価差の妥当性も含め、各項目の単価の妥当性を検証し、その根拠を明らかにしておく必要がある。		○
<b>【意見】⑤ 予定価格の妥当性の横断的な検証について</b> 「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様である。		○
<b>6. 相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託(その2)(道路部南土木事務所)</b>	—	—
<b>【意見】① 他の事業の取込みについて</b> 事業目的は異なるが、本事業以外でも市は駅周辺の監視・巡回業務を行っている。このような事業のうち本事業に取込みが可能なものを取込むことによってコスト削減を図ることも一つの方法である。具体例としては、都市整備課が実施している指定地域自転車等放置防止監視業務委託が挙げられる。		○
<b>IX. 緑区役所</b>	—	—

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
1. 緑区合同庁舎設備保守管理業務委託(区政策課)	—	—
<p><b>【意見】① 点検報告書記載事項への対応について</b></p> <p>平成30年6月分、平成31年2月分の空調自動制御機器総合点検報告書を調査したところ、早期実施が必要(例:有効期限切れ等)に該当するとして報告されたものが、それぞれ3件と10件存在していた。この中には平成29年9月に交換時期が到来したものの、そのまま使用しているものも含まれている。</p> <p>市に今後の対応を確認したところ、時期を見て対応していくとのことであったが、適切に点検が行われ、適時に報告されている不具合については、この点検業務委託の成果を活かす意味でも、速やかに対応することが望ましい。</p>	—	○
X. 中央区役所	—	—
1. 窓口受付及び証明書発行等業務委託(区民課)	—	—
<p><b>【意見】① サービス水準の測定について</b></p> <p>市が委託先に求める業務のサービス水準を仕様書に数値で規定しているが、今後は、失敗の回数そのものより、失敗の原因を探って今後活かす方法を模索することがより一層重要性を増すと考えられる。仕様書における業務のサービス水準を数値で規定する現在の方法を将来的には見直すことが望ましい。</p>	—	○
<p><b>【意見】② 長期継続契約の導入について</b></p> <p>委託先は、プロポーザル方式(企画提案型)により複数の事業者から企画提案及び見積金額の提出を受け、総合的な審査の上で選定されたものであるが、長期継続契約ではないため、今後は毎年度委託先を選定する必要がある。</p> <p>将来の一定期間、業務内容に大幅な変更が生じないと予測できるのであれば、長期継続契約導入の可否を検討する必要がある。</p>	—	○
XI. 教育局	—	—
1. 小学校工事設計等委託(教育環境部学校施設課)	—	—
<p><b>【意見】① 契約金額の妥当性の検証について</b></p> <p>人工(人数×所要日数)は、予め委託先から提示されているものであるが、市は、実際にどのくらいの人工を要したかを把握していない。</p> <p>随意契約であるうえに、契約金額の予定価格に対する割合は99.91%であることを踏まえると、市にはその契約金額の妥当性を明確にしておく責務が入札による場合に比してはるかに大きいと考える。人件費の人工(所要日数×人員数)については、日報などで見積と実績に著しい差がないかを確認する必要がある。</p>	—	○
<p><b>【意見】② 1者随契の理由の妥当性について</b></p> <p>市の公共施設に係る耐震補強設計業務を委託する際、原則として、相模原市設計協同組合に委託することとしているが、これは平成8年6月に発出された事務連絡「耐震診断業務の委託先の検討について(依頼)」を根拠としている。</p> <p>平成8年度に発出した上記の事務連絡の効力についてはあらためて検討する必要がある。現状では、1者随契とする理由の合理性は乏しく、競争入札にて委託先の選定を行うことを原則とする必要がある。</p>	—	○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
2. 平成30年度相模原市立小中学校英語指導助手派遣契約(学校教育課)	—	—
<p><b>【意見】① 効果の測定の必要性について</b></p> <p>現時点では定量的な効果の測定は実施していないが、契約額が多額でもあり、委託事業者の良否の判断材料としても有益であると考えられることから、効果の測定方法を検討する必要がある。</p>		○
3. 学校内ネットワークサポート保守委託(学校教育センター)	—	—
<p><b>【意見】① 校内ネットワーク会議について</b></p> <p>市は委託先と、毎月1回「校内ネットワークサポート会議」を行って、定期点検後のフォロー等も含めて前月の業務の報告を得ているとのことである。しかしながら、当該会議の開催については契約書、保守業務明細書(仕様書に相当)に規定されておらず、正式な会議録も残されていない。</p> <p>「校内ネットワークサポート会議」の開催につき契約書ないし保守業務明細書において明文化し、会議録も作成することが望ましい。</p>		○
<p><b>【意見】② 業務報告の内容について</b></p> <p>委託先から市に業務完了報告書が提出されている。</p> <p>業務完了報告書に、サポートが電話対応のみで完了したのか、担当者が学校へ訪問して解決したのかについて記載がない。また、不具合の受付日についても記載がない。これらの項目は委託業務の水準を把握する上で重要なものと考えられるので、業務完了報告書に盛り込むことが望まれる。</p>		○
<p><b>【意見】③ 業務報告の日付について</b></p> <p>平成30年4月の業務完了報告書を閲覧したところ、完了日2018年3月6日のものが1件あった。市が委託先に確認したところ、完了日ではなく受付日を誤って記載したとのこと、完了日に訂正したものを再提出させたとのことである。</p> <p>市は、提出された業務完了報告書の内容を適時適切に確認しておく必要がある。</p>		○
4. 相模原市立図書館窓口業務等委託(生涯学習部図書館)	—	—
<p><b>【意見】① 業務日報の様式について</b></p> <p>業務日報の記載様式が仕様書の内容と整合していない。</p> <p>仕様書の記載と業務日報の様式の両方を見直し、市の要請する業務水準が保たれているか業務日報において検証が可能となるように工夫する必要がある。仕様書の記載に合わせて業務日報の様式をチェックリスト式とすることも一つの方法である。</p>		○
<p><b>【意見】② 業務日報の記載内容について</b></p> <p>委託先に提示したマニュアル通りに委託先の業務が処理されていることをもって通常通りと判断するとのことであるが、マニュアルに従って業務処理すべきことが契約書、仕様書に明示されていない。仕様書の記載を見直してマニュアルに準拠すべきことを明確にしておく必要がある。</p> <p>また、提案書において提案されている事項をどの程度実現しているかといった観点、業務水準の評価に取入れることが望まれる。</p>		○

### 第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
5. 相模原市立橋本図書館窓口業務等委託(生涯学習部橋本図書館)	—	—
【意見】① 業務日報の様式について 「4. 相模原市立図書館窓口業務等委託」と同様である。		○
【意見】① 業務日報の記載内容について 「4. 相模原市立図書館窓口業務等委託」と同様である。		○
6. 相模大野図書館業務委託(生涯学習部相模大野図書館)	—	—
【意見】① 令和元年10月1日からの委託契約について 令和元年度の契約期間終了に伴い委託先の選定が行われ、市立図書館・橋本図書館の業務を受託している株式会社図書館流通センターが委託先に選定された。相模大野図書館についても市立図書館・橋本図書館と同様の対応が図られることが望まれる。		○
7. 相模原市立博物館総合管理業務委託(生涯学習部博物館)	—	—
【結果】① 本店が行う再委託業務の承認について 株式会社オーチャー相模原支店が受託者として契約を締結しているが、再委託業務を同社本店から受注していると思われる再委託先がある。本店が実質的に行っているすべての業務について再委託の承認を得る必要がある。	○	
【意見】① 指名業者を市内業者に限定していないことについて 指名競争入札では、できる限り多くの事業者を指名することが競争性を発揮する上でも望ましいが、できる限り市内業者を指名するという要望もある。この2つの要件を満たすと同時に公平性・公正性を確保も求められるため、業務の種類や特性、契約期間、設計金額等について每期見直しを行い、次年度の契約に反映させることが望まれる。		○
【意見】② 再々委託への対応について 再委託業務の中に、「水処理装置保守業務」があり、クリタ・ビルテック株式会社を再委託会社として承認しているが、保守業務の一部である水質分析はクリタ分析センター株式会社に再々委託されている。 契約事務の手引きのQ&Aに従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。		○
XII. 消防局	—	—
1. 消防情報管理システム保守委託(指令課)	—	—
① 保守委託料とシステム本体の関係について【意見】 今後システムを更新する際や指令課における他のシステム導入時には、一体契約の導入の是非を検討することが望ましい。		○
合計	20	68